

福島県希少野生生物保護対策研究会設置要綱

(設置)

第1条 福島県内に生息、生育する希少な野生生物を将来にわたり適正に保護するうえで、必要な方策について検討を行うため、福島県希少野生生物保護対策研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 研究会の設置期間は平成15年3月31日までとする。

(組織)

第3条 研究会は、11名の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから生活環境部長が委嘱する。

(検討事項)

第4条 研究会は、県内の希少野生生物を適切に保護管理するために、必要な事項を検討する。

(会長等)

第5条 研究会には、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会の会務を統括するものとする。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議等)

第6条 研究会は、会長が招集し、主宰する。

2 研究会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、生活環境部環境政策室自然保護グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月30日から施行する。